様式第二十四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［略］		
負債の部		
［略］		
固定負債		
［略］		
リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第二十五号

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
［略］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

様式第二十五号

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
［同左］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示）	（流動負債の区分表示）
第三十七条　［略］	**第三十七条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］